景観重要建築物等の指定解除について

鎌倉市都市景観条例第30条の規定に基づき、次のとおり鎌倉市景観重要建築物等の指定を解除します。

令和5年(2023年)3月28日

鎌倉市長 松尾



名称	小池邸
所 在 地	鎌倉市大船二丁目 16番 13号
指 定 部 位	建築物
指定年月日	平成8年(1996年)3月1日
指定解除年月日	令和 5 年(2023 年) 3 月 23 日
指定番号	第 14 号